

2017年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第29号](#) 北方領土問題の解決促進等を求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) 道路の整備促進に係る財源の維持・拡充を求める意見書
- [意見書（案）第31号](#) 精神障害者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 介護報酬の引き上げを求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) 防衛費を削減し、社会保障費の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) 憲法9条改正に反対し、憲法を生かす政治を求める意見書
- [意見書（案）第35号](#) 市民負担を増やさない国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方の検討
を求める意見書
- [意見書（案）第36号](#) 実効性ある温暖化対策を求める意見書
- [意見書（案）第37号](#) 森友学園・加計学園疑惑の真相解明を求める意見書
- [意見書（案）第38号](#) 実効性ある地球温暖化対策の推進を求める意見書

北方領土問題の解決促進等を求める意見書（案）

【湖誠提案】

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の返還の実現は、国民の長年にわたる悲願である。

しかし、戦後 72 年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題を解決し平和条約の締結に至るためには、日露両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深めることが必要不可欠である。

こうした中、平成 28 年 5 月の日露首脳会談では北方領土問題について今までの発想にとらわれない新しいアプローチで交渉を精力的に進めていくとの認識が両首脳で共有されるとともに、同年 12 月の首脳会談では北方領土における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議の開始が平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るとの相互理解に達している。

一方、北方四島を追われた元島民は、既に 6 割を超える方々が亡くなられており、一刻も早い領土問題の解決が強く望まれている。よって、国及び政府においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、下記の事項につき適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 日露両国間において今日までに達成された諸合意に基づき、早急に北方領土問題を解決し平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めること。
2. 国民世論の結集と高揚、国際世論の喚起及び学校現場等における青少年に対する北方領土教育等の充実と強化を図るとともに、内閣総理大臣による北方領土隣接地域からの北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の促進を図ること。
3. 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。
4. 北方四島交流事業（ビザなし交流事業）、北方領土墓参事業及び北方四島自由訪問事業の実施団体に対する支援措置を強化するとともに、各事業の円滑な実施を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

道路の整備促進に係る財源の維持・拡充を求める意見書（案）

【湖誠提案】

道路は、市民の生活や活力ある経済、社会活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民の安全・安心を確保するためにはなくてはならない社会基盤であり、地方創生の実現には道路整備の推進が必要不可欠である。

滋賀県の県都である本市は、高速道路を始めとする主要な幹線道路が集中するなど、国土レベルから見ても我が国の経済成長を支える交通の要衝である。

しかし、市内を通過する交通量の増大により、主要道路の交通渋滞が慢性化するなど、道路ネットワークの整備は十分とは言えず、一層の道路整備の促進が求められている。また、防災・減災対策としての緊急輸送道路ネットワークの強靱化も重要となっている。

このように道路整備が喫緊の課題である中、本市は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）による補助率等のかさ上げ措置を有効に活用して整備を推進してきたが、これは、平成 29 年度までの時限措置となっている。平成 30 年度以降、この措置が廃止されることになれば、道路整備の推進に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国及び政府においては、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 平成 30 年度予算において、必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、道路整備に係る補助率等の拡充を図ること。
2. 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成 30 年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

精神障害者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める意見書（案）

【湖誠提案】

障害者基本法では、精神障害者は身体障害者及び知的障害者と同じく「障害者」として定義されており、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則が定められている。障害者の自立と社会参加を促進するためには、公共交通機関等の移動手段を確保することが必要不可欠であり、各公共交通事業者や各高速道路株式会社においては、障害者に対して公共交通運賃等の割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減が図られている。

しかしながら、割引の対象は身体障害者及び知的障害者に限定されていることが多いことから、精神障害者にとって公共交通運賃等は大きな経済的負担となっており、このことは精神障害者の自立と社会参加を促進する上で大きな課題となっている。

障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、国際連合の障害者権利条約等の趣旨を踏まえると、こうした状況は速やかに是正される必要がある。

よって、国及び政府においては、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に公共交通運賃等の割引制度が適用されるように、公共交通事業者等に対して働きかけを行う等の必要な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

介護報酬の引き上げを求める意見書（案）

【共産党提案】

2018年度の介護保険制度の介護報酬改定をめぐる政府内の議論が本格化している。

前回の2015年度の介護報酬改定では、要支援を保険給付から外す改悪が強行され、2.27%の減額決定が行われた。介護職員の処遇改善加算が付けられたが、介護サービスの単価は平均で実質4.48%もの大幅な引き下げであった。この改定により2016年度には介護事業所の倒産は民間調査で過去最多を記録し、2017年度介護事業経営実態調査では22サービス中14サービスで利益率が低下している。さらには、経営が成り立たなくなった介護事業所が続出したことにより、介護が必要な人がサービスを使えない介護難民が後を絶たない状況になっており、いまだに介護職員の処遇改善も進んでいない。政府は今年度から介護職員の賃金を引き上げる処遇改善を新たに設けたが、介護報酬改定による実質的な介護報酬の引き下げは介護事業所の運営をますます圧迫すると予想される。

しかし、65歳以上の人口が2025年度には3,657万人になると国が推計しているように、我が国の高齢者は今後急速に増加する。それに伴い、制度の充実や人材確保が当然に必要となってくるが、政府は社会保障費の自然増分のうち1,300億円もの削減を求め、介護報酬のマイナス改定を実行する姿勢である。これでは国民が安心して介護を受けられる社会の実現はできない。

特に、今回の改定では、訪問介護での生活援助サービスの報酬引き下げや回数制限、通所介護事業所の規模に応じた報酬格差、さらに利用者の多数を占める要介護1、2の切り捨てが議論されている。社会保障費の削減ありきで、国民の健康と暮らしを支える仕組みを揺るがす介護報酬のマイナス改定は到底認められない。今必要なのは、介護報酬のマイナス改定ではなく、削減されてきた報酬を元に戻し、プラスに転じさせることである。

医療介護総合確保推進法のもとで介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護事業所の経営維持と介護労働者の雇用を増やすために大幅な処遇改善が実施可能になるよう、介護報酬のプラス改定が不可欠である。

介護報酬をめぐる議論では、マイナスによって生まれた現場の危機を打開するため、プラス改定を求める切実な声が出されている。介護報酬の増額が国民負担増に直結しないよう、利用料負担の軽減と合わせた報酬の引き上げが求められている。

よって、国及び政府においては、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供することができ、誰もが安心して利用できる介護保険制度を実現するため、利用者負担によらない介護報酬の引き上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

防衛費を削減し、社会保障費の拡充を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権による 2018 年度の予算編成が本格化している。

各省庁の概算要求基準が閣議了承されたが、その中で、社会保障関係費の伸びを 1,300 億円削減する大枠を決めたと報じられている。

2018 年度は診療報酬、介護報酬、福祉サービス等報酬が同時に改定される年である。また、国民健康保険の運営主体が各市町村から都道府県に移管される年でもあり、さらには、生活保護費の見直し議論も行われていることから、社会保障に関わる重要な改定時期である。国民の暮らしを支えるためには、医療、介護などの分野で財源をしっかりと確保し、制度を拡充すべきであるにも関わらず、社会保障関係費削減ありきで予算編成を進める政府の姿勢は国民の願いに反するものである。

一方、財源不足を理由に社会保障関係費の削減案を示しているにも関わらず、防衛費は 5 兆 2,551 億円と過去最大である。欠陥機と言われている 5 機で約 516 億円かかるオスプレイや 1 機約 119 億円かかる無人偵察機、米軍機にも対応できる新型空中給油機 KC46A、空輸によって迅速に海外展開できる機動戦闘車の購入が計画されており、これらの多くは、自衛隊の海外派兵と米軍との共同作戦の拡大や強化する戦力の増強である。加えて、これらの兵器の調達は、対外有償軍事援助（FMS）によるものである。

このような予算編成は、とても国民の理解を得られるものではない。今必要なのは、財源の使い方を根本から改め、私たちの生活を守るセーフティネットの機能を持つ社会保障制度を抜本的に拡充することである。

よって、国及び政府においては、防衛費を削減し、社会保障費の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

憲法 9 条改正に反対し、憲法を生かす政治を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍晋三首相は 2017 年 5 月 3 日に突然憲法第 9 条に新たに自衛隊の存在を記述することを例に、2020 年を新しい憲法が施行される年にしたいと述べた。この発言を受けて、憲法改正への動きが急速に強まっている。

憲法第 9 条に自衛隊の存在を記述するという憲法改正案は、単に自衛隊を憲法上追認するだけではない。後法優先の原則では、法律と法律の内容が相互に矛盾・抵触する場合には、時間的に後に制定された法律が時間的に先に制定された法律に対して優先的に適用されるものであることから、憲法第 9 条第 2 項を残したとしても別の項目で自衛隊の存在理由が明記されれば、憲法第 9 条第 2 項が空文化、死文化することは避けられない。

平和主義を定めた憲法第 9 条であるが、逆に無制限の海外での武力行使が可能になることが懸念される。

加えて、NHK 世論調査では憲法第 9 条が日本の平和と安全に役に立っているかとの質問に、「非常に」29%、「ある程度」53%と、8 割を超える人が役に立っていると答えている。憲法第 9 条改正は国民の願いと逆行するものである。

また、安倍晋三首相が憲法第 9 条に記述しようとしている自衛隊とは、安全保障関連法案により、集団的自衛権の行使が可能となる自衛隊のことであり、これを憲法に記述するということは、憲法違反の安全保障関連法案を合憲にするということにほかならない。

戦後 70 年以上にわたって、日本が海外で戦争をしてこなかった大きな力は憲法第 9 条の存在と市民の粘り強い運動であり、今、憲法第 9 条を改正する必要は全くない。

国民の圧倒的多数は日本が再び海外で戦争する国になることは望んでいない。

よって、国及び政府においては、憲法第 9 条改正を行わず、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市民負担を増やさない国民健康保険の保険料率や減免制度のあり方の検討を求める意見書（案）

【共産党提案】

国が示した平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、滋賀県でも制度設計の検討が進められている。本年 3 月に開催された滋賀県と県下市町から成る滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会では、保険料率と減免基準の県内統一や市町の一般会計からの法定外繰り入れ解消などの方向性が示された。

しかし、国民健康保険については、各市町がそれぞれの実情に応じて保険料率を定めており、また、低所得世帯に対する独自の減免制度も設けられている。それらを都道府県単位化するに当たっては、保険料率の大幅な上昇や、これまでの減免制度が受けられなくなることによる被保険者の負担増大を招かないよう慎重に対応すべきである。

また、一般会計からの法定外繰り入れは、被保険者の保険料負担を軽減するためにやむなく行われるものである。法定外繰り入れの解消は、国民健康保険の安定的な運営のために必要ではあるが、何の配慮もなく行い、結果として被保険者の保険料負担が増大するようなことは避けなければならない。

については、滋賀県においては、負担が増加することのない国民健康保険の都道府県単位化のため、下記の事項を実施するよう強く求めるものである。

記

1. 滋賀県が国民健康保険運営方針を定めるに当たっては、被保険者、特に低所得世帯の保険料負担に十分配慮した制度設計とすること。
2. 各市町は、他の保険者と比べ低所得世帯の加入者が多いことから、被保険者の負担を軽減するためやむなく一般会計からの繰り入れを実施してきた。今後は財政的責任の主体となる滋賀県において、県民への影響を勘案し、保健事業や保険料の減免の実施等に係る財政措置を行うなど、県民の保険料負担の軽減に努めること。
3. 国に対し、負担感が強い保険料の是正と国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を行うよう求めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

実効性ある温暖化対策を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本だけではなく、世界各地で豪雨や熱波など異常気象が続き、温暖化に歯どめをかける迅速な対策は切迫した課題である。

ドイツのボンで開かれた国連気候変動枠組第 23 回条約締約国会議（COP23）は、米国がパリ協定からの脱退表明後初めて開催された COP となったが、2020 年以降の温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定の運用ルールづくりの協議や、温室効果ガス削減目標の上積みを促す仕組みなどについて合意し、閉幕した。削減目標としては、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ 2 度未満、可能であれば 1.5 度未満に抑制、今世紀後半にはガス排出を実質ゼロにするという目標を掲げている。

また、COP23 開催中、カナダと英国の主導で脱石炭に向けたグローバル連盟が発足した。欧州諸国に加え米ワシントン州を含む、25 の国や州なども参加し、石炭からの段階的な撤退、クリーンエネルギーの推進などを目指すとした。

このように、各国には温室効果ガスの大幅削減に向け真剣な取り組みが求められている一方で、日本政府は石炭からの段階的な撤退の流れに逆行し、日本国内 40 カ所以上で石炭火力発電所の新規建設を推進するだけでなく、東南アジア諸国での石炭火力発電所建設を官民一体で進め、世界各国から批判を浴びている。

よって、国及び政府においては、脱石炭が進む世界の温暖化対策の流れに日本が取り残されることがないように、二酸化炭素排出削減目標の引き上げを行い、原子力とともに石炭を重要なベースロード電源に位置づけているエネルギー基本計画の見直しを行うなど、実効性ある温暖化対策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

森友学園・加計学園疑惑の真相解明を求める意見書（案）

【共産党提案】

森友学園問題については2017年11月23日に、大阪府豊中市の国有地が大阪市の学校法人森友学園に対して鑑定価格よりも8億円以上も値引きされ払い下げられたことについて調査していた会計検査院が、値引きの根拠とされたごみの撤去費用について十分な根拠を確認できないとの検査結果をまとめた。国民の共有財産である国有地が意図的に安価で払い下げられていたとすれば、公務員の場合は背任罪にも問われる犯罪である。森友学園への払い下げ価格が妥当ではないことが浮き彫りになった以上、近畿財務局との価格交渉がどのように行われ、安倍首相の夫人である安倍昭恵氏などの関与はどうだったのかを解明することが必要になる。

また、加計学園については、先頃、林芳正文部科学相が2017年11月9日の大学設置・学校法人審議会の答申を受け、岡山県の学校法人加計学園が愛媛県今治市に来年4月開設予定の獣医学部を認可した。安倍晋三首相の腹心の友とされる加計孝太郎氏が理事長を務め、開設をめぐり「総理のご意向」「官邸の最高レベル」といった発言がされたなど数々の疑惑が指摘される学部である。同審議会や文部科学省が開設を認めても国民の疑念は解消されない。同審議会は開設経過を検証しておらず、むしろ答申からは設置が適切なのかという疑問さえ浮上している。まずは真相究明が最優先であり、認可は取り消すべきである。

両問題とも先の通常国会の最中に浮上したものであり、これらの問題は政治をゆがめ、国政を私物化した疑惑がある大問題である。

政府は安倍昭恵氏や加計孝太郎氏の国会招致を拒否したため、解明が尽くされずに、国会が閉会された。閉会直後から日本共産党、民進党などが憲法第53条に基づいて、臨時国会を開催して真相解明を行うことを求めたが、3カ月間それに応えることなく、ようやく9月28日に臨時国会を開催するとしたものの国民に対し丁寧な説明を行うと繰り返し言いながら臨時国会召集日に即日解散を行い、説明も質疑も行われなかったという、森友学園・加計学園疑惑隠しのための解散と言われるような状況が生まれた。

国政が私物化されたのではないかという重大疑惑に丁寧に説明することを繰り返し表明する一方で、実際の行動はその言葉に背いている。このことに対して7割以上の国民が、解明が尽くされていないと怒りの声を上げている。

よって、国及び政府においては、安倍昭恵氏及び加計孝太郎氏の国会への招致をはじめ安倍首相自身が丁寧な説明を行って真相を解明することは国民に対する責務であることから、森友学園・加計学園の疑惑に対して、国民への丁寧な説明を行い真相解明に取り組むことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

実効性ある地球温暖化対策の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

近年、地球温暖化によるものとされる異常気象やそれに伴う自然災害が発生するなど、影響が世界各地で生じている。

これまでに政府は、温室効果ガス削減目標の達成に向けてクールアース・デーの創設及び啓発をはじめ、エコカー減税やエコポイント制度の導入、排出ガス性能に優れた自動車に対して、自動車税・軽自動車税を軽減するグリーン化特例など、さまざまな施策を講じてきたところであるが、さらなる地球温暖化対策の推進を図らなければならない。

2016年11月に、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定が発効し、我が国においては、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で26%削減するという目標を掲げているところである。特に、2013年度比で約4割の削減を目標とする家庭部門の二酸化炭素排出量の削減については、省エネ機器の普及に加え、国民一人ひとりが地球温暖化に対して問題意識を持ち、より環境負荷の少ないライフスタイル志向になるよう啓発していく必要がある。

また、再生可能エネルギーの利活用拡大も我が国が取り組むべき喫緊の課題である。政府は、これまで再生可能エネルギー特別措置法により太陽光発電等での再生可能エネルギーの利用拡大を進め、さらには、2016年に水素・燃料電池戦略ロードマップを改訂して水素社会の実現に向けて先進的に取り組んでいるところであるが、今後、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて取り組みを加速しなければならない。

加えて、賃貸住宅の低炭素化や街路灯・防犯灯におけるLED照明器具の普及促進、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの導入拡大などに代表される最先端の低炭素技術の開発・社会実装など、推進すべきことはまだまだ山積している状況である。

以上のように、我が国においても地球温暖化対策はいまだ途上であると言わざるを得ないが、地球温暖化の抑止は人類共通の最も重要な課題の一つであり、我が国及び国際社会が持続的に発展していくためには早急に解決を図らなければならない問題である。

よって、国及び政府においては、持続可能な社会の実現を目指し、実効性ある地球温暖化対策を着実に推進していくよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。